

地域支援・医薬品供給対応体制加算について

地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準（(4)のウは薬局当たりの年間の回数）	
(1)	地域医療に貢献する体制を有することを示す実績（下記の要件）
(2)	地域における医薬品等の供給拠点としての対応 ア 十分な数の医薬品の備蓄、周知（医療用医薬品1200品目） イ 薬局間連携による医薬品の融通等 ウ 医療材料及び衛生材料を供給できる体制 エ 麻薬小売業者の免許 オ 取扱う医薬品に係る情報提供体制 カ 調剤室の面積が16平方メートル以上（令和8年6月以降開設・改築・増築する場合のみ適応）
(3)	休日、夜間を含む薬局における調剤・相談応需対応 ア 一定時間以上の開局 イ 休日、夜間の開局時間外の調剤・在宅業務に対応できる体制 ウ 当該薬局を利用する患者からの相談応需体制 エ 夜間・休日の調剤、在宅対応体制（地域の輪番体制を含む）の周知
(4)	在宅医療を行うための関係者との連携体制等の対応 ア 診療所又は病院及び訪問看護ステーションと円滑な連携 イ 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制 ウ 在宅薬剤管理の実績 24回以上 エ 在宅に係る研修の実施

(5)	医療安全に関する取組の実績 ア プレアボイド事例の把握・収集 イ 医療安全に資する取組み実績の報告 ウ 副作用報告に係る手順書を作成
(6)	かかりつけ薬剤師が服薬管理指導を行う旨の届出
(7)	患者毎に服薬指導の実施、薬剤服用歴の作成
(8)	管理薬剤師要件（薬局経験5年以上、常勤、当該薬局在籍1年以上）
(9)	研修計画の作成、学会発表などの推奨
(10)	患者のプライバシーに配慮、椅子に座った状態での服薬指導
(11)	地域医療に関連する取組の実施 ア 一般用医薬品及び要指導医薬品等（48薬効群）の販売 イ 健康相談、生活習慣に係る相談の実施 ウ 緊急避妊薬の調剤又は販売を含む女性の健康に係る対応 エ 当該保険薬局の敷地内における禁煙の取扱い オ たばこの販売禁止（併設する医薬品店舗販売業の店舗を含む） カ セルフメディケーション関連機器の設置（少なくとも3つ） キ 薬事未承認の研究用試薬・検査サービスを提供していないこと

①～⑧は処方箋1万回当たりの年間回数、⑨は薬局当たりの年間の回数

要件	基本料I	基本料I以外	要件	基本料I	基本料I以外
①夜間・休日等の対応実績	40回以上	400回以上	⑥単一建物診療患者が1人の在宅薬剤管理の実績	24回以上	24回以上
②麻薬の調剤実績	1回以上	10回以上	⑦服薬情報提供料に相当する実績	30回以上	60回以上
③調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算の算定実績	20回以上	40回以上	⑧小児特定加算の算定実績	1回以上	1回以上
④服薬管理指導料1のイ及び2のイ（かかりつけ薬剤師）の算定実績	20回以上	40回以上	⑨薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議への出席	1回以上	1回以上
⑤外来服薬支援料1の実績	1回以上	12回以上			